

島根県報

平成23年3月31日 (木) **号外 第 8 7 号**

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

国 次

【規 則】

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則 島根県物品等調達規則の一部を改正する規則 (管 財 課) 2

(会 計 課) 2

公布された条例等のあらまし

◇公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則 (規則第44号)

1 規則の概要

組織改正に伴う規定の整理(第3条関係)

2 施行期日

平成23年4月1日から施行することとした。

◇島根県物品等調達規則の一部を改正する規則 (規則第45号)

- 1 規則の概要
- (1) 組織改正に伴う規定の整理(第2条-第5条・第8条-第24条関係)
- (2) その他規定の整理
- 2 施行期日

平成23年4月1日から施行することとした。

規則

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第44号

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則(平成6年島根県規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「課及び室」を「課、室及びセンター」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

島根県物品等調達規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第45号

島根県物品等調達規則の一部を改正する規則

島根県物品等調達規則(平成13年島根県規則第41号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「出納局会計課長」を「総務部総務事務センター長」に、「「会計課長」を「「総務事務センター長」に改め、同条第2号中「、会計課長」を「、総務事務センター長」に、「会計課長等」を「総務事務センター長等」に改め、同条第3号中「会計課長」を「総務事務センター長」に改め、同条第4号中「会計課長等」を「総務事務センター長等」に改め、同条第5号及び第6号中「会計課長」を「総務事務センター長」に改め、同条第7号中「受信料及び」を「受信料、」に改め、「利用料」の次に「及びインターネットを利用して行政情報を閲覧するサービスの利用料」を加え、「会計課長等」を「総務事務センター長等」に改める。

第3条から第5条までの規定中「会計課長」を「総務事務センター長」に改める。

第8条及び第9条中「会計課長等」を「総務事務センター長等」に改める。

第10条から第13条までの規定中「会計課長」を「総務事務センター長」に改める。

第14条及び第15条中「会計課長等」を「総務事務センター長等」に改める。

第16条から第22条までの規定中「会計課長」を「総務事務センター長」に改める。

第23条中「会計課長等」を「総務事務センター長等」に改める。

第24条中「会計課長」を「総務事務センター長」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の島根県物品等調達規則の規定により会計課長がした決定その他の 行為及び会計課長に対してした依頼その他の行為は、この規則による改正後の島根県物品等調達規則の規定により総務 事務センター長がした決定その他の行為及び総務事務センター長に対してした依頼その他の行為とみなす。